

四日市市告示第260号

四日市市集会所補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市集会所補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市集会所補助金交付要綱（昭和55年四日市市告示第59号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域住民の福祉向上及びコミュニティ活動の推進を図るため、<u>自治会等</u>が自らの出資により集会所を建築、購入、修繕及び模様替え（以下「建築等」という。）をする経費を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年 四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5)<u>自治会等</u> <u>市内に存する自治会又は複数の自治会の連合体のことをいう。</u></p>	<p>(補助金額)</p> <p>第1条 この要綱は、地域住民の福祉向上及びコミュニティ活動の推進を図るため、<u>自治会</u>が自らの出資により集会所を建築、購入、修繕及び模様替え（以下「建築等」という。）をする経費を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年 四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>

(補助の対象)

第3条 補助金の交付対象は、自治会等が行う集会所の建築等の事業とする。ただし、市長が認める建築等に要する経費（以下「補助対象経費」という。）が、1事業当たり30万円未満のものは除く。

2 補助金の交付の対象となる集会所の建築等は、次の各号に掲げる基準に適合する集会所の建築等とする。

(1) 集会所の敷地及び建物について自治会等が使用の権原を有し、又は有することが予定されていること。

(2) (略)

(補助対象経費)

第4条 前条に定める「補助対象経費」とは、次の各号に該当するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5)別表第1に定めるもの

2 宅地等開発事業に係る事業で、自治会等と開発業者が共同で集会所を建築等する場合には、前項各号に定める自治会等負担分の経費を補助対象経費とする。

3及び4 (略)

(補助金額)

第5条 補助金の額は、別表第2に掲げる区分に応じる金額とする。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付対象は、自治会が行う集会所の建築等の事業とする。ただし、市長が認める建築等に要する経費（以下「補助対象経費」という。）が、1事業当たり30万円未満のものは除く。

2 補助金の交付の対象となる集会所の建築等は、次の各号に掲げる基準に適合する集会所の建築等とする。

(1) 集会所の敷地及び建物について自治会が使用の権原を有し、又は有することが予定されていること。

(2) (略)

(補助対象経費)

第4条 第3条に定める「補助対象経費」とは、次の各号に該当するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5)別表に定めるもの

2 宅地等開発事業に係る事業で、自治会と開発業者が共同で集会所を建築等する場合には、前項各号に定める自治会負担分の経費を補助対象経費とする。

3及び4 (略)

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の表に掲げる補助対象経費の区分に応じる金額とする。ただし、千円未満の額は切捨てと

する。

補助対象経費	補助金額
660万円以下の金額	補助対象経費の100分の50
660万円を超え1,560万円以下の金額	330万円+(補助対象経費から660万円を減じた金額の100分の35)
1,560万円を超え2,450万円以下の金額	645万円+(補助対象経費から1,560万円を減じた金額の100分の20)
2,450万円を超える金額	823万円

2 前項の規定を受ける自治会等が、その年度を含めた過去5年間に同種の補助金の交付を受けた場合における同項の補助金額の上限額は、別表第2に規定する上限額からその年度を含めた過去5年間に交付を受けている補助金の額を除いた額とする。

2 2以上の自治会が共同で1棟の集会所の建築等を行う場合の補助金の額は、補助対象経費を自治会の数で除いた額を各自治会の補助対象経費とみなし、1の自治会当たりの補助金の額を前項の規定により算出し、自治会の数を乗じて得た金額とする。ただし、1,167万円を上限とする。なお、連合自治会等が管理する集会所の建築等にあたっては、当該連合自治会等に加盟する各自治会をそれぞれ1の自治会とみなし、同様の算出方法とする。

3 前項の規定を受ける集会所を建築等した自治会が、5年以内に別の集会所の建築等を行う場合の補助金の額は、

3 市長が緊急避難所に指定した集会所の修繕及び模様替えて、別表第1の（3）に規定する集会所の防災上又は安全上必要な工事に該当するものに係る補助金の額は、前各項の規定にかかわらず、前各項の規定により算定した額に当該工事部分の補助対象経費に100分の20を乗じて得た額（千円未満の額は切捨てとし、360万円を上限とする。）を加算した額とする

4 集会所の修繕及び模様替えて、別表第1の（4）に規定する高齢者等の利便性を高めるための工事（バリアフリー化工事）に該当するものに係る補助金の額は、第1項から第6項の規定にかかわらず、当該規定により算定した額に当該工事部分の補助対象経費に100分の20を乗じて得た額（千円未満の額は切捨てとし、50万円を上限とする。）を加算した額とする。

（補助適用の範囲）

第6条 第3条及び第4条の規定に関わ

前項ただし書の規定にかかわらず、823万円を上限とする。

4 1棟の集会所に対する補助金の額は、5年間に合計823万円を上限とする。

5 第2項の規定の適用を受ける集会所については、前項の規定中「823万円」とあるのを「1,167万円」と読み替えて適用するものとする。

6 市長が緊急避難所に指定した集会所の修繕及び模様替えて、別表の（3）に規定する集会所の防災上又は安全上必要な工事に該当するものに係る補助金の額は、前各項の規定にかかわらず、前各項の規定により算定した額に当該工事部分の補助対象経費に100分の20を乗じて得た額（千円未満の額は切捨てとし、360万円を上限とする。）を加算した額とする

7 集会所の修繕及び模様替えて、別表の（4）に規定する高齢者等の利便性を高めるための工事（バリアフリー化工事）に該当するものに係る補助金の額は、第1項から第6項の規定にかかわらず、当該規定により算定した額に当該工事部分の補助対象経費に100分の20を乗じて得た額（千円未満の額は切捨てとし、50万円を上限とする。）を加算した額とする。

（補助適用の範囲）

第6条 この要綱を適用する事業の範囲

らず、既に集会所を所有している自治会等が新たに集会所を新築又は購入をする場合については、本補助金の対象としないこととする。

は、次の表のとおりとする。

建築等を行う自治会の数	既に維持管理している集会所数	事業	補助適用
1の自治会	なし	新築、購入	可
	1	新築、購入	不可
		全部改築 修繕等	可
	2以上	新築、購入	不可
		全部改築	可
		修繕等	可
2以上の自治会	なし	新築、購入	可
	自治会数未満の数	新築、購入	可
		全部改築	可
		修繕等	可
	自治会数以上の数	新築、購入	不可
		全部改築	可
修繕等		可	

(補助金の交付申請)

第7条 自治会等が補助金の交付を受けようとするときは、工事請負等の契約

(補助金の交付申請)

第7条 自治会が補助金の交付を受けようとするときは、工事請負等の契約締

締結前に四日市市集会所補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付を決定したときは、四日市市集会所補助金交付決定通知書（第3号様式）により自治会等に通知するものとする。

2 （略）

（計画の変更）

第9条 自治会等が補助事業の計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに市長に四日市市集会所補助金計画変更承認申請書（第4号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 （略）

（変更決定通知）

第10条 市長は、前条の規定により計画の変更を承認したときは、四日市市集会所補助金変更決定通知書（第5号様式）により自治会等に通知するものとする。

結前に四日市市集会所補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付を決定したときは、四日市市集会所補助金交付決定通知書（第3号様式）により自治会に通知するものとする。

2 （略）

（計画の変更）

第9条 自治会が補助事業の計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに市長に四日市市集会所補助金計画変更承認申請書（第4号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 （略）

（変更決定通知）

第10条 市長は、前条の規定により計画の変更を承認したときは、四日市市集会所補助金変更決定通知書（第5号様式）により自治会に通知するものとする。

<p>(完了届)</p> <p>第11条 自治会等は、集会所の建築等の事業が完了したときは、速やかに集会所工事完了届（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第12条 市長は、前条に規定する集会所工事完了届が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、<u>自治会等</u>に交付するものとする。</p>	<p>(完了届)</p> <p>第11条 自治会は、集会所の建築等の事業が完了したときは、速やかに集会所工事完了届（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第12条 市長は、前条に規定する集会所工事完了届が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、<u>自治会</u>に交付するものとする。</p>
---	---

改正後
別表第1（第4条関係） (略)

改正前
別表（第4条関係） (略)

改正後				
別表第2（第5条関係）				
補助金額の一覧（千円未満の額は切り捨てとする）				
建築等を行う 自治会等の 構成	世帯数	補助対象経費 (上限)	補助率	補助金額 (上限)
自治会	～150	2,000万円	補助対象経費が 1,000万円までは1/2	900万円
	151～300	2,300万円		1,000万円

	<u>301</u> ～	<u>2,900 万円</u>	<u>1,000 万円を超え 2,000 万円までの分は 2/5</u> <u>2,000 万円を超える分は 1/3</u>	<u>1,200 万円</u>
複数の自治会	<u>～500</u>	<u>2,500 万円</u>	<u>1/2</u>	<u>1,250 万円</u>
	<u>501 ～</u> <u>1,000</u>	<u>3,000 万円</u>		<u>1,500 万円</u>
	<u>1,001 ～</u> <u>2,000</u>	<u>4,000 万円</u>		<u>2,000 万円</u>
	<u>2,001</u> ～	<u>5,000 万円</u>		<u>2,500 万円</u>
備考				
世帯数とは、当該自治会の 4 月 1 日における世帯数とする。				

改正前

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(市民生活部市民生活課)